

産業廃棄物最終処分場計画への対応について

荘川町六厩における産業廃棄物最終処分場の建設計画（以下「建設計画」という。）について、現在、産業廃棄物処理施設設置の許可権者である県において、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例及び岐阜県環境影響評価条例（以下「県条例」という。）に基づく手続が行われている。

この手続にあたっては、県は関係市町村長の意見を聴くこととされており、これまで市は県に対し、積雪寒冷地などの気候、断層からの距離、住宅地への近接、下流域の水利用など、当地域が産業廃棄物最終処分場の建設地として「適地ではない」ことを一貫して伝えてきた。

県条例に基づく手続が進む状況において、地域住民等の不安が増してきたことや市議会の意見等を踏まえ、これ以上、建設計画が進まないよう、市の基本的な考え方を明確にしたうえで、地域住民等や市議会とともにこの問題に取り組む。

1. 基本的な考え方

市は、荘川町六厩における産業廃棄物最終処分場の建設に「反対」する。

地域住民等の不安が解消されるよう、「市としてできることはすべてやる」という意思と責任のもと、建設計画の白紙撤回に向け、法的・科学的根拠に基づいた対策等を実施する。

2. 対策等の内容

（1）産業廃棄物問題に精通した専門家への相談

産業廃棄物問題に関する経験を有する弁護士への相談などにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や判例など法的根拠に基づいた効果的な対策を行う。

（2）建設計画の検証及び環境影響調査の実施

施設の安全性や環境への影響などについて、学識経験者等による建設計画の検証や専門業者による環境影響調査の実施などにより、科学的根拠に基づいた効果的な対策を行う。

（3）地域住民への対応

地域住民の不安が解消されるよう、引き続き、勉強会等への講師派遣や相談など地域住民等に寄り添った対応を行う。

3. スケジュール

令和7年度～	弁護士や学識経験者等専門家の知見の活用
令和7年度～8年度	建設計画や環境影響に関する市独自の調査・検証
令和8年度	法的・科学的根拠に基づく市の意見を県へ提出

※産業廃棄物最終処分場計画の概要 参考

産業廃棄物最終処分場計画の概要

- (1) 事業者 株式会社アルト（富山県富山市水橋市田袋 280）
- (2) 事業名 六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）
- (3) 場所 高山市荘川町六厩字シシ山 813 番 1 外 2 筆
- (4) 施設の種類 管理型最終処分場
- (5) 規模 埋立面積 106,256 m² 埋立量 2,434,073 m³ 埋立期間 26 年間
- (6) 廃棄物の種類

①産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、政令第 2 条第 13 号廃棄物

※上記品目は、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。

②特別管理産業廃棄物

廃石綿等

以上 18 品目